

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人むさし野たんぽぽ会

1.身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

① 切迫性

利用者本人 又は 他の利用者等の 生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を收拾する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要素を全て満たすことが必要です

(3) 身体拘束廃止に向けての5つの方針

1. 施設長が決意し、虐待防止マネージャー(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者)が中核となり、事業所が一丸となって取り組む。
 - ・トップが現場をバックアップする姿勢を明確にする。
2. 多職種間での議論を活発に行い、共通の実践的意識を持つ
 - ・身体拘束に対する考え方や対応方針について、皆で理解を進める
3. 身体拘束を必要としない状態を常に意識し、その実現を目指す姿勢を示す
 - ・アセスメントの見直しにより、問題行動の原因を探る
4. 環境整備を図り、応援体制を確保する
 - ・拘束廃止の取り組みを促進するため、事故防止対策と職員の応援体制を講じる
5. 常に身体拘束に代わる代替的な方法を考える
 - ・「緊急やむを得ない場合」を極めて限定的に捉えなおし、いかに解除するかを検討する

(4) サービスの現場における3つの原則

1. 身体拘束を誘発する原因を探りだし、除去する
 - ・身体拘束を行わざるを得ない問題行動の原因を探り、その原因除去について 検討する
2. 日常生活における基本的な支援等を徹底する
 - ・「起床する」「食べる」「排泄する」「清潔にする」「活動する」という事項等について、個々の利用者ごとに状態像を把握し、その人に合った支援を徹底する
3. 身体拘束廃止をきっかけに「より良い支援」の実現を
 - ・身体拘束廃止の取り組みを通じて、個別支援の実践を継続する

2. 身体拘束適正化委員会その他組織に関する事項

- 1 身体拘束適正化に努める観点から、「身体拘束適正化委員会」を組成します。なお、この身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営します。
本委員会の運営責任者(委員長)は事業所の施設長(管理者)から1名選出し、各事業所のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止マネージャー(以下「虐待防止マネージャー」)」とします。
- 2 委員会の委員は、全号に定める委員長、虐待防止マネージャーのほか、看護師、各事業所の利用者およびその家族等の代表、苦情解決第三者委員、事務局長とします。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 身体拘束適正化委員会は、必要な都度委員長が招集します。(年1回以上の開催)
- 5 身体拘束適正化委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 身体拘束適正化のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
 - ② 身体拘束適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 身体拘束のない安全な環境を確保するための職員教育や訓練、施設整備等の実施
 - ④ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、方法に関すること

3. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する身体拘束適正化のための研修の内容は、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 身体拘束防止の基本的考え方の理解
- ・ 行動障害のある方への適切な支援
- ・ 身体拘束の発生リスクの事前理解
- ・ 記録と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策 など

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず身体拘束適正化のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は次の手順に沿って実施します。

① カンファレンスの実施と支援計画

病気や障害の特性上、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い行動がある、または過去に自傷、他傷他害行動をとったことがある方について、各事業所で行うカンファレンスや支援計画会議などで、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たす状況というのがどのような場合か検討、確認します。*要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行う可能性があり計画に盛り込むことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

*身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。*身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

* 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、所定の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は5年間保管します。

④ 身体拘束の解除

* ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則 この指針は、令和4年12月1日より施行する。